

# 成蹊学園ハラスメントの防止等に関する規則

制 定 2001年11月9日  
理 事 長  
最新改正 2019年9月6日

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、日本国憲法、教育基本法等に掲げる個人の尊厳、人権の尊重及び両性の平等の精神に則り、本学（学校法人成蹊学園並びにその設置学校である成蹊大学、成蹊高等学校、成蹊中学校及び成蹊小学校をいう。以下同じ。）におけるハラスメントの防止及びハラスメントが発生した場合の対応について必要な事項を定め、もって、本学における良好な教育・研究、学習及び職場環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的言動により、相手方に不快感や不利益を与え、又は教育・研究、学習及び職場環境を悪化させること。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の地位や人間関係などの優位性を背景に、教育・研究上の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えること、又は教育・研究環境を悪化させること。

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えること、又は職場環境を悪化させること。

(4) その他のハラスメント（モラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、ケア・ハラスメント、アルコール・ハラスメント等）

前各号に掲げるもののほか、教育・研究上及び職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えること、又は教育・研究、学習及び職場の環境を悪化させること。

2 この規則において、「構成員」とは、本学の学生（協定留学生、科目等履修生、聴講生等を含む）・生徒・児童、教職員（本学と雇用関係にある者及び労働者派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者。以下同じ。）、役員及び客員研究員等の本学が受け入れた研究者並びに委託業者等本学と教育・研究上又は業務上の関係を有する者のうち、本学の構内で業務に従事する者をいう。

(適用範囲)

**第3条** この規則におけるハラスメントの相談及び解決手続については、次の範囲で適用する。

(1) 本学の構成員の相互間で生じたもの

(2) 本学の構成員と学外者との間で生じたもののうち、本学と教育・研究上又は業務上の関連性のあるもの

(責務)

**第4条** 本学は、第1条の目的を達成するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 構成員は、この規則及び次条第1項に規定する成蹊学園ハラスメント防止ガイドラインの内容を理解し、ハラスメントをしないように努めなければならない。

3 構成員のうち、役職者（役員を含む。）、管理職等の教職員等を監督する地位にある者並びにクラス担任、指導教員等の学生、生徒及び児童を教育指導する立場にある者は、日常の指導等により、ハラスメントが起らないように注意を促さなければならない。

(ガイドライン及び啓発)

**第5条** 本学は、前条第1項の責務を達成するために、構成員が認識すべきハラスメントの具体的内容を例示し、かつ、ハラスメントが発生した場合における対応策及び解決手続を説明した、成蹊学園ハラスメント防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を公示する。

- 2 本学は、この規則及びガイドラインの内容を構成員に対して周知徹底するとともに、ハラスメントの発生を防止するための啓発活動を行わなければならない。

## 第2章 ハラスメント防止委員会

(ハラスメント防止委員会の設置)

**第6条** 本学に、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

- 2 防止委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) ハラスメントの防止に関する研修その他啓発活動の推進
  - (2) 前条第1項に掲げるガイドラインの作成
  - (3) ハラスメントの実情調査及び分析
  - (4) ハラスメントが発生したときの相談受付、解決手続の実施等の必要な対応
  - (5) その他ハラスメントの防止及び対応に関して必要な事項
- 3 防止委員会の委員は、前項各号の任務を果たすために必要な研修を受けなければならない。  
(防止委員会の構成)

**第7条** 防止委員会は、次に掲げる委員（以下「防止委員」という。）をもって構成し、その合計が男女いずれの委員も6名を下回ってはならない。

- (1) 委員長
  - (2) 学生サポートセンター長
  - (3) 学生相談室に所属する専任のカウンセラー
  - (4) 学長が指名した大学に所属する専任教員 6名
  - (5) 中学・高等学校長が指名した中学・高等学校に所属する専任教員 2名
  - (6) 小学校長が指名した小学校に所属する専任教員 1名
  - (7) 学園長が指名した教職員 5名以内
  - (8) 学園長が指名した専門的な知識を有する者 若干名
- 2 前項第4号から第6号までに掲げる委員の選任にあたっては、学長、中学・高等学校長及び小学校長は、学園長と意思の疎通を図らなければならない。

(防止委員会の委員長等)

**第8条** 防止委員会の委員長（以下「防止委員長」という。）は、教職員の中から理事長が任命する。

- 2 防止委員長は、防止委員の中から副委員長（以下「防止副委員長」という。）2名以上を指名する。
- 3 前項に掲げる防止副委員長の選任にあたっては、防止委員長は、学園長と意思の疎通を図らなければならない。
- 4 防止委員長は、防止委員会を主宰し、必要に応じて防止委員・専門相談員との連絡・調整及び指示を行い、並びに学園関係者との連絡・調整にあたる。
- 5 防止副委員長は、防止委員長を補佐し、防止委員長に事故があるときは、防止委員長が予め指定した代行順位に従い、その職務を代行する。  
(防止委員の任期)

**第9条** 防止委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 第7条第1項第1号及び第4号から第7号までの防止委員 2年
  - (2) 第7条第1項第2号及び第3号の防止委員 その職の在任期間
  - (3) 第7条第1項第8号の防止委員 その都度定める
- 2 前項第1号に掲げる防止委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。  
(防止委員会の運営)

**第10条** 防止委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

- 2 防止委員会は、防止委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 3 防止委員会の議事は、出席した防止委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 防止委員長は、必要に応じて専門的な知識を有する者を会議に出席させ、意見を求めることができる。  
(防止委員会の事務局)

**第11条** 防止委員会の事務局を総務部総務課内に置く。

- 2 事務局は、防止委員会が第6条第2項に定める任務を遂行するに当たり、防止委員長及び防止副委員長を補佐する。

### 第3章 ハラスメントの相談及び解決の体制

(学内相談員及び専門相談員の配置)

**第12条** ハラスメントに関する相談に対応するために、学内相談員を置くほか、専門性及び第三者性を備えた学外の者を専門相談員として置く。

- 2 学内相談員は、防止委員が兼ねる。

- 3 学内相談員及び専門相談員の氏名及び連絡先は、本学ホームページへの掲載等の適切な方法により構成員へ周知する。

(学内相談員及び専門相談員の義務)

**第13条** 学内相談員及び専門相談員は、職務の遂行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者及び関係者のプライバシー及び名誉の尊重
- (2) 相談者の人権を尊重し、相談者が信頼し安心できる相談の実施
- (3) 相談者の意思を尊重しない問題解決策の提示及びその強要の禁止
- (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らすことの禁止。その職を退いた後も同様とする。
- (5) 人権侵害に当たるような言動の禁止

(相談受付窓口の設置)

**第14条** 学内相談員又は専門相談員への取次ぎを依頼するための相談受付窓口を設置する。相談受付窓口は、総務部総務課、健康支援センター、学生相談室、並びに大学、高等学校、中学校及び小学校の保健室とする。

- 2 相談受付窓口は、相談の内容に立ち入ることはできない。
- 3 相談受付窓口は、相談者のプライバシーを厳守しなければならない。

(ハラスメント防止委員会運営会議の設置)

**第15条** 防止委員会の中に、防止委員長及び防止副委員長をもって構成するハラスメント防止委員会運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

- 2 運営会議は、防止委員長が招集し、その議長となる。
- 3 防止委員長が必要と判断するときは、取り扱うべき事案に応じて、その他の防止委員を運営会議構成員として加えることができる。
- 4 防止委員長は、専門相談員及び学内又は学外の専門家に運営会議への出席を求め、その意見を徴することができる。

(運営会議の職務)

**第16条** 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第18条による相談内容の取扱い、第22条第1項による申立てがあった場合の申立ての取扱い及び事案の解決のために必要な事項。
- (2) 第27条に規定するハラスメント調査委員会からの調査報告を受けた場合のハラスメント行為の有無の判断及び当該報告書の内容の承認に係る事項。

(各種委員会の設置)

**第17条** 前条第1号の規定により、運営会議による審議の結果、申立てを適切と判断し受理した場合であり、かつ第22条第1項各号に定める解決手続が必要と判断された場合には、防止委員長は、第24条から第27条に定める各解決手続に必要な個別の委員会を設置して対応する。

- 2 前項に規定する個別の委員会が解散する前に、防止委員会の委員を退任した者がいるときは、当該委員は当該委員会が解散するまで、引き続き防止委員会の委員長又は委員であるものとみなし、当該委員会の委員長又は委員となることができる。

### 第4章 ハラスメントの相談

(相談の受付)

**第18条** ハラスメント被害を受けた若しくは受けている当事者又はその法定代理人並びにハラスメント被害の相談を受けた者及びハラスメント行為の存在を認知した者（以下「相談者」という。）は、

学内相談員又は専門相談員に対して相談を申し出ることができる。この場合において、相談者が必要と認める場合には、同行者ととも相談を申し出ることができる。

- 2 第22条第1項に規定する申立ては、前項に定める相談者のうち、ハラスメント被害を受けた若しくは受けている当事者又はその法定代理人のみが行うことができる。
- 3 学内相談員及び専門相談員に連絡ができない等の事情がある場合には、第14条に定める相談受付窓口にて、相談者の氏名及び連絡先を記載した書面を提出することによって、相談員への取次ぎを依頼することができる。この場合において、相談者は、相談員の中から希望する相談員を指名することができる。
- 4 学内相談員又は専門相談員への相談は、面談を原則とする。ただし、事情によっては、電話又は電子メールで相談することもできる。
- 5 相談者は、匿名でも相談をすることができる。ただし、問題解決のために具体的な解決手続をとることが必要となった場合には、その氏名、所属等を明らかにしなければならない。

(学内相談員による対応)

**第19条** 学内相談員は、相談を受けた場合には、その相談の内容を聴取し、当該状況の下で必要な助言を行って相談者の支援に努め、当該相談についてのその後の可能な対応手続を説明し、相談記録を作成したうえで、当該相談を専門相談員へ取次ぐ。

(専門相談員による対応)

**第20条** 専門相談員は、相談者からの相談に応じ、適切な助言等により相談者の支援及び問題の解決に努める。

- 2 専門相談員は、前項の目的を達成するため、受けた相談の内容について、必要に応じて防止委員長に報告するものとする。
- 3 専門相談員は、必要に応じて健康支援センター、学生相談室、並びに大学、高等学校、中学校及び小学校の保健室その他の関係部署との連携及び協力を求めることができる。

(生徒・児童間の事案に係る相談及び手続)

**第21条** 相談者は、生徒・児童間の事案について相談する場合には、事案の早期解決のため、原則として、当該事案の当事者の氏名、所属及び事案の詳細を明らかにするものとする。

- 2 専門相談員は、受けた相談の内容が、生徒・児童間の事案であるときは、直ちに防止委員長に報告する。
- 3 防止委員長は、前項の報告内容を当該学校長に報告し、当該学校長と対応を協議する。
- 4 防止委員長は、前項の協議の結果、当該相談内容が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定する生徒・児童間の「いじめ」に該当すると認められる事案については、当該学校のいじめ対策組織において対応するものとし、第5章の解決手続は行わない。
- 5 第3項の協議の結果、前項の「いじめ」に該当しない生徒・児童間の事案については、第5章のうち、次条第2項前段の手続のみを行うこととし、同条第1項各号の解決手続は行わない。

## 第5章 ハラスメントの解決手続

(解決手続の種類)

**第22条** 学内相談員及び専門相談員への相談だけでは問題の解決に至らない場合には、ハラスメントを受けたと主張する当事者は、防止委員長に対し、以下に掲げるハラスメント事案に関する解決手続を求める申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。ただし、以下の解決手続の2つ以上を重ねて申立てることはできない。

### (1) 通知

被申立人につき被害申立てがあったことについての注意喚起のため、その内容を被申立人に通知する。

### (2) 調整

申立人及び被申立人双方の主張を公平な立場で調整し、必要に応じて、関係部局の長その他適切な立場にある者の協力を求め、問題の解決を図る。

### (3) 調停

申立人と被申立人との間での、申立人の権利回復を目的とする合意の形成を支援し、問題の解決を図る。

#### (4) 調査

申立人が申立てた案件に関し、通知、調整及び調停による解決が困難である場合に、申立人の意思を確認の上、ハラスメントの存否について事実調査を行い、その結果に基づき、必要な措置をとる。

- 2 防止委員長は、迅速かつ効果的な問題解決のために必要と判断した場合には、前項各号の申立てによらず、相談者の同意を得た上で、当該事案の解決のために必要かつ適切な権限を有する者に対して、当該事案について報告し、必要な対応を要請すること（以下「報告及び要請」という。）ができる。この場合において、報告及び要請、並びに権限を有する者による必要な対応が終了するまでは、前項各号の解決手続を行うことはできない。

（運営会議による審議及び対応）

**第23条** 前条第1項に基づく申立てがあった場合には、運営会議において、申立ての受理の適否、及びその他当該事案の解決のために必要な事項につき審議する。

- 2 運営会議は、前条第1項に基づく申立てが防止委員会による解決手続に適しないと認める場合には、当該申立てを受理しないことを決定することができる。
- 3 前項の規定により運営会議が申立てを受理しないことを決定したときは、防止委員長は、申立人に対し、その旨を伝えなければならない。
- 4 運営会議は、申立て事案が、本学において調査等が進行中の事案であることが明らかになった場合には、防止委員会による解決手続を行わない、若しくは中断することができる。
- 5 運営会議は、調査手続が実施され、第27条に規定するハラスメント調査委員会からの調査報告を受けたときは、当該調査報告に基づき、ハラスメント行為の有無につき判断する。
- 6 前項において、ハラスメント行為の存在を認定するにあたっては、防止委員長が認定する理由を説明し、他の運営会議構成員全員の同意を得なければならない。
- 7 前2項において、当該調査委員会の委員となった防止副委員長がいるときは、当該防止副委員長は同意の意思表示ができない。この場合には、防止委員長は、第15条第3項の規定に基づき、当該防止副委員長に代わる委員を運営会議構成員に加えなければならない。
- 8 運営会議は、相談者により問題があるとされた者が構成員であり、かつ、相談者の相談内容から判断して当該構成員につき懲戒処分、雇用契約等の解除その他これらに類する重要な処分であって、防止委員会の権限に属しない処分（以下「重要処分」という。）を検討する必要があると判断したときは、防止委員会による解決手続を行うことなく、又は当該手続を中断して、当該重要処分につきその権限を有すると認められる者（以下「当該処分権者」という。）に対して適切な対応を要請すること（以下「対応要請」という。）につき審議する。この場合において、運営会議が全員一致で当該処分権者に対する対応要請が妥当であるとの結論に達したときは、防止委員長は、直ちに、当該処分権者に対して対応要請を行う。
- 9 運営会議は、前項に基づき防止委員長が当該処分権者に対して対応要請を行った後も、当該処分権者による対応の進捗状況及びその結果につき、必要な場合には、防止委員長を通じて、その報告を求めることができる。
- 10 当該処分権者による対応の過程及びその終了後において必要がある場合には、防止委員長と当該処分権者は、当該対応の内容及びその実施方法について協議することができる。

（通知の手続）

**第24条** 通知の手続は、次のとおりとする。

- (1) 通知による解決が必要であると認められた場合には、防止委員長は、防止委員から選任した2名以上の者により構成するハラスメント通知委員会（以下「通知委員会」という。）を設置する。
  - (2) 通知委員会は、申立人からの申立て内容を検討した上で、通知による解決が必要であると認める場合には、防止委員長に通知の要請を行う。
  - (3) 防止委員長は、通知委員会の要請に基づき、その適当と判断した被申立人の管理監督責任者の立会いのもとで、被申立人に対して、通知を実施する。
- 2 防止委員長が必要と認める場合には、学内又は学外の専門家を通知委員会の委員に加えることができる。
  - 3 通知は、申立人が特定されないよう匿名で行うものとし、申立人の安全とプライバシーの保護のために最大限の配慮を行う。ただし、申立人が匿名を希望しない場合はこの限りでない。

- 4 被申立人への通知においては、申立人から申し立てられた被害内容の概要を摘示し、被申立人の言動につき被害相談があったという事実についての注意を喚起する。この場合には、被申立人に対して、申立人や関係者の探索、嫌がらせ、報復等を行わないよう警告しなければならない。
- 5 被申立人は、通知の内容につき異議があるときは、防止委員長に対して当該異議を申し出ることができる。

(調整の手続)

**第25条** 調整の手続は、次のとおりとする。

- (1) 調整による解決が必要であると認められた場合には、防止委員長は、防止委員から選任した2名以上の者により構成するハラスメント調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置する。
  - (2) 調整委員会は、申立人からの申立て内容を検討した上で、調整による解決が必要であると認める場合には、防止委員長に調整の要請を行う。
  - (3) 防止委員長は、調整委員会の要請に基づき、申立人の教育・研究、学習及び職場環境の改善並びに申立人の被害解決につき、関係部局の長その他適切な立場にある者と、とられるべき措置について協議する。
- 2 防止委員長が必要と認める場合には、学内又は学外の専門家を調整委員会の委員に加えることができる。
  - 3 調整が不調に終わった場合には、申立人は、防止委員長に対して、他の解決手続を申し立てることができる。

(調停の手続)

**第26条** 調停の手続は、次のとおりとする。

- (1) 調停による解決が必要であると認められた場合には、防止委員長は、防止委員から選任した2名以上の者により構成するハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置する。
  - (2) 調停委員会は、申立人及び被申立人の主張内容を検討した上で、とられるべき解決策についての当事者間での合意の形成を支援し、必要と認められる場合には、とられるべき解決策を示した調停案を提示して、申立人及び被申立人の中での合意の成立に努める。
  - (3) 合意が成立した場合には、申立人及び被申立人の双方並びに防止委員長が署名した合意文書を作成する。
- 2 防止委員長が必要と認める場合には、学内又は学外の専門家を調停委員会の委員に加えることができる。
  - 3 調停が不成立の場合には、申立人は、防止委員長に対して、他の解決手続を申し立てることができる。

(調査の手続)

**第27条** 調査の手続は、次のとおりとする。

- (1) 調査による解決が必要であると認められた場合には、防止委員長は、教職員3名以上（防止委員2名以上を含む。）により構成するハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。ただし、申立人からの相談を受けた学内相談員、専門相談員及び学生相談室専任カウンセラーを調査委員会の委員に選任することはできない。
  - (2) 調査委員会は、3名以上（次項に規定する委員を含む。）の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - (3) 調査委員会は、当該事案に係る調査を3カ月以内に終了することを目途とし、迅速に調査を行うよう努めなければならない。
  - (4) 調査委員会は、ハラスメント行為の事実の有無及びその事実があった場合にはその解決のために必要な措置を示した報告書を、防止委員長に提出する。
  - (5) 防止委員長は、当該報告書の内容につき、運営会議の承認を得なければならない。
  - (6) ハラスメント行為の存在が認定された場合には、防止委員長は当該報告書に基づき必要な措置をとる。
  - (7) 防止委員長から前号の必要な措置（就業規則、学則又は校則に基づく処分等を含む。）につき実施の要請を受けた理事長、学園長、学長、校長又はその他適切な立場にある者は、その要請された措置について検討し、その結果を防止委員長に報告する。
- 2 防止委員長が必要と認める場合には、学内又は学外の専門家を調査委員会の委員に加えることがで

きる。

- 3 調査委員会の委員の選任に当たっては、調査委員会の公正・中立・客観性を確保するために、委員の構成に配慮しなければならない。
- 4 調査委員会は、申立人、被申立人及びその他の関係者に対して必要に応じて、調査委員会への出席を求め、調査のために必要な資料を提出させ、又は意見若しくは説明を聴くことができる。
- 5 調査委員会より出席を要請された者は、意見の陳述又は弁明をすることができる。  
(報告及び要請の手続)

**第28条** 第22条第2項に規定する報告及び要請の手続は、次のとおりとする。

- (1) 防止委員長は、報告及び要請による解決が必要であると認めた場合には、相談者の意向を確認し、その同意を得なければならない。
- (2) 防止委員長は、第22条第2項に基づき報告及び要請を行う場合には、当該報告及び要請を行うことにつき事前に防止副委員長全員の同意を得なければならない。ただし、相談者の安全の確保等、緊急の必要性がある場合には、事後にその同意を得ることで足りる。
- (3) 防止委員長から報告及び要請を受けた者は、問題の解決を目指し、速やかに対応するよう努めなければならない。
- (4) 防止委員長から報告及び要請を受けた者は、対応の過程において必要がある場合には、防止委員長と実施すべき対応の内容について協議することができる。
- (5) 防止委員長から報告及び要請を受けた者は、その実施した対応の内容について、速やかに防止委員長に報告しなければならない。

## 第6章 関係者の義務

(調査協力の拒否、虚偽申述等の禁止)

**第29条** 構成員は、防止委員会からハラスメント行為に関する調査の手続について協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

- 2 構成員は、ハラスメント行為に関する調査の手続を妨害し、又は調査の手続において虚偽の申述若しくは証言をしてはならない。

(守秘義務)

**第30条** 防止委員会の委員その他相談者からの相談にかかわった者は、当該相談への対応を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報復、脅迫等の禁止)

**第31条** 構成員は、何人に対しても、報復、脅迫等の行為により学内相談員若しくは専門相談員への相談及び第22条第1項に規定する各解決手続の申立て並びに実施される解決手続への協力行為を妨げてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

**第32条** 構成員は、ハラスメントに関する相談の申し出、当該相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

## 第7章 雑則

(規則の改廃)

**第33条** この規則の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

### 附 則 (2001年11月9日制定)

- 1 この規則は、2002年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則等は、廃止する。
  - (1) セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則 (平成11年11月12日制定)
  - (2) 成蹊学園セクシュアル・ハラスメント相談担当者要綱 (平成11年11月12日制定)
  - (3) 成蹊学園セクシュアル・ハラスメント調査委員会要綱 (平成11年11月12日制定)

### 附 則 (2004年1月9日一部改正)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

### 附 則 (2005年3月11日一部改正)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

**附 則**（2007年3月9日一部改正）

この規則は、2007年4月1日から施行する。

**附 則**（2008年3月7日一部改正）

この規則は、2008年4月1日から施行する。

**附 則**（2009年3月6日一部改正）

この規則は、2009年4月1日から施行する。

**附 則**（2012年3月9日一部改正）

この規則は、2012年4月1日から施行する。

**附 則**（2016年12月9日一部改正）

1 この規則は、2017年1月1日から施行する。

2 次に掲げる規則等は、廃止する。

（1）ハラスメント防止人権委員会に関する要綱（2001年11月9日制定）

（2）成蹊学園ハラスメント専門相談員に関する規則（2005年3月11日制定）

（3）ハラスメント防止人権委員会の下に設置する各種委員会に関する内規（2009年4月1日制定）

**附 則**（2019年5月16日一部改正）

この規則は、2019年6月1日から施行する。

**附 則**（2019年9月6日一部改正）

この規則は、2019年9月6日から施行する。